大網白里市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員 対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、大網白里市職員(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい及び精神障がい(発達障がい及び高 次脳機能障がいを含む。)その他心身の機能の障がい(難病等に起因する障 がいを含む。)(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社 会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態 にあるものをいう。
 - (2) 社会的障壁 障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行及び観念その他一切のものを いう。
 - (3) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をいう。
 - (4) 所属長等管理監督者 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)別表第1に定める職務の級が5級以上の職員その他職員を管理又は監督する地位にある職員をいう。
 - (5) 障がい者等 障がい者及びその家族その他の関係者をいう。 (不当な差別的取扱いの禁止)
- 第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者に対し、障がい を理由として、障がい者でない者と比べて不当な差別的取扱いをすることに より、当該障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、

職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的配慮の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(所属長等管理監督者の責務)

- 第5条 所属長等管理監督者は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して、障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その管理又は監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、その管理又は監督する職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長等管理監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員は、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 市長は、職員による障がいを理由とする差別に関し、障がい者等から の相談等に的確に対応するため、総務課及び社会福祉課に相談窓口を設置す る。

- 2 総務課及び社会福祉課が相談等を受け付ける場合は、相談者との意思疎通が行えるよう配慮に努め、相談者の思いを傾聴する。
- 3 相談者は、手紙、電話、ファックス、電子メール、直接の訪問等の任意の 方法を用いて、相談を行うことができるものとする。
- 4 相談の記録は、総務課に集約し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第19号)に基づき、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間の情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 5 総務課は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。 (研修及び啓発)
- 第8条 市長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障がい者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 2 前項の研修及び啓発は、新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関し基本的な事項について理解させるものとし、新たに所属長等管理監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。